

平成29年2月定例会（付託）
経済委員会資料 資料4
農林水産部

徳島県農業版業務継続計画 <県農業版BCP>

「直下型地震編」（案）

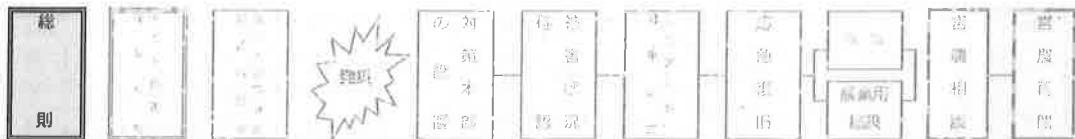
第1版

徳 島 県

徳島県農業版業務継続計画＜県農業版BCP＞「直下型地震編」

目 次

第1 総則	1
1 趣旨	1
2 想定事象	1
3 他の計画やガイドラインとの関係	2
4 適用範囲	2
5 用語の整理	3
6 業務継続の基本方針	3
7 全体の構成	4
8 各部局の業務継続	4
9 計画の見直し	4
第2 県農業版BCPの策定及び運用体制	5
1 体制整備	5
2 農業版BCP対策協議会の設置	5
3 県協議会及び地域協議会の運営	8
第3 農業用施設の状況	9
1 農業版BCPでの中央構造線の定義	9
2 農業用施設について	9
第4 非常時優先業務	20
1 非常時優先業務の選定	20
2 応急業務	21
3 繼続の必要性の高い通常業務	26
4 熊本地震での事例	27
第5 平時に行う事前対策	29
1 早期着工に向けた準備	29
2 施設管理者の事前の取組み	35
3 土地改良区BCPの策定推進	36
4 代替作物の検討	37
5 受援体制の構築	38
6 防災、減災に資する施設整備の推進	39
第6 利水者相互の施設融通	40
1 利水者の事前の取組み	40
第7 関係団体BCPとの連携	41
1 緊急時における農業協同組合施設の活用	41
第8 業務継続力の向上	42
1 関係職員の意識の向上	42
2 訓練・研修	42
3 現場知の共有	43



第1 總則

1 趣旨

熊本地震では、最大震度7の地震を2度にわたり観測するなど、震度6以上の地震が数回にわたって発生し、数多くの農地・農業用施設に大きな被害が生じた。

熊本地震の特徴は、農地・農業用施設が地震動のみならず断層の“ズレ”により断層に近いところが甚大な被害を受けたことである。また、農地に被害がない場合においても、用水施設が断層上で部分的に破壊し、農業用水が配水できず早期営農再開の支障となった事例があった。

本県においても、吉野川北岸地域には、中央構造線活断層帯があり、ここを震源に直下型地震が発生した場合、ブランド産地を含む広範囲の農業地帯が非常に大きな被害を受けることが予想される。

県では、危機事象発生時においても「非常時優先業務」をなるべく中断させず、また県民生活に密着する行政サービスや基幹業務等を継続して実施するための『徳島県業務継続計画』を策定しているところであるが、本県の基幹産業である農業においては、さらに細やかな対応をもって一刻も早い営農再開が求められる。

『徳島県農業版業務継続計画（略称：県農業版 BCP）「直下型地震編』（以下、本計画という）は、被災県の対応・対策を踏まえるとともに、被災地へ派遣された本県職員からの意見も取り入れ、県が中心となって関係自治体や農業団体等と連携を図りながら、想定される被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に繋がる体制整備や対策を構築するべく、必要な取組を定めるものである。

2 想定事象

(1) 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震（以下、直下型地震）への適用

本計画は、直下型地震の発生を念頭に策定しており、震度6強以上の揺れを伴う地震が発生した場合に適用する。

ただし、実際に震度6強以上の地震が発生した場合にあっても、想定されている被害よりも実際に発生した被害がかなり小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用をおこなうものとする。

なお、本計画においては、直下型地震以外の大規模な災害・事故等が同時発生することは想定していない。

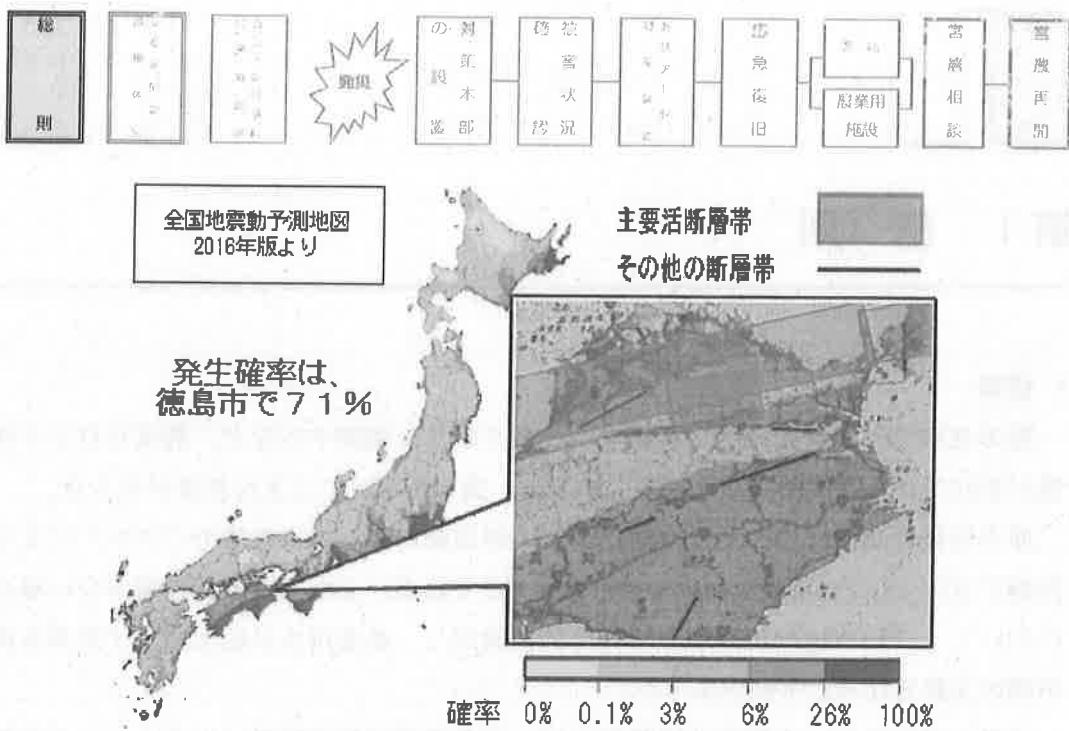


図1－1 今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率

3 他の計画やガイドラインとの関係

(1) 『徳島県業務継続計画』等との関係

本計画は、『徳島県業務継続計画』をはじめとする次に掲げる計画やマニュアル等で定められている対策や業務との整合性を確保するよう努める。

『徳島県業務継続計画』

『徳島県地域防災計画』

『徳島県災害対策本部運営規程』

『徳島県災害対策本部事務局事務処理要領』第1 総則 3

『南海トラフ巨大地震等大規模災害等における初動要員マニュアル』

『徳島県職員の勤務時間外における大規模地震発生時の初動体制マニュアル』

4 適用範囲

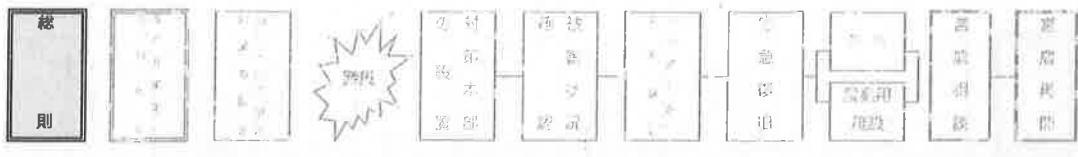
(1) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局（以下「各部局」という）の範囲は次のとおりとする。

- 農林水産部（東部農林水産局を含む）、南部総合県民局産業交流部、
西部総合県民局農林水産部

(2) 本計画を適用する業務の範囲

本計画では、次の庁舎で行われる直下型地震発生後の被害状況把握から応急復旧、災害復旧、さらに農地・農業用施設復旧後に営農再開するまでの業務を対象とする。



○本庁舎、徳島合同庁舎、吉野川合同庁舎、南部総合県民局阿南庁舎、
南部総合県民局美波庁舎、西部総合県民局美馬庁舎、西部総合県民局三好庁舎

5 用語の整理

(1) 業務の区分

本計画で用いる直下型地震発生後の業務区分は、次のとおりとする。

○非常時優先業務

直下型地震発生時に県として優先的に継続して実施すべき業務。直下型地震発生時に新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）を含む。非常時優先業務は、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。

○応急業務

非常時優先業務のうち、直下型地震によって生じる事態に対応するために実施する業務。応急業務には「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

○継続の必要性の高い通常業務

平常時から実施している通常業務のうち、直下型地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務、及び直下型地震からの復興を目的とした災害復旧業務とする。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。

6 業務継続の基本方針

本計画において、県は、直下型地震発時においては、次の方針に基づいて非常時優先業務の継続を図る。

- ① 県は、直下型地震発時においては、県民の生命・身体・財産を保護した上で、農業の早期復旧を図るものとする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、本計画適用部局内で横断的に行う。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、直下型地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。



7 全体の構成

本計画は、第1から第8で構成する。

第1 総則

- 第2 県農業版B C Pの策定及び運用体制
- 第3 農業用施設の状況
- 第4 非常時優先業務
- 第5 平時に使う事前対策
- 第6 利水者相互の施設融通
- 第7 関係団体B C Pとの連携
- 第8 業務継続力の向上

8 各部局の業務継続

各部局は、本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、業務継続のための体制・計画を整備する。

9 計画の見直し

各部局は、平常時から、本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていくため、訓練等による計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというP D C Aサイクルによるスパイラルアップを行う。



第2 県農業版BCPの策定及び運用体制

1 体制整備

県農業版BCPを策定するにあたって、当該計画の高い実用性を鑑みた場合、県のみならず、沿岸部、吉野川北岸地域の自治体や農業関係団体が意見等を持ち寄って作成することが肝要である。そこで、本計画を策定するにあたっては、次のとおり体制を整備し、運用を行うこととする。

2 農業版BCP対策協議会の設置

南海トラフを震源とする大地震に伴う津波被害及び直下型地震を想定した農業版BCPを策定するため、県段階及び圏域局段階に『農業版BCP対策協議会』を設置する。この運営要綱については別に定め、その体制については次のとおりである。

○全県域段階の農業版B C P対策協議会

徳島県農業版BCP対策協議会

【活動內容】

- ・県農業版BCPの策定及び推進
 - ・土地改良区BCPの策定促進
 - ・農業版BCP等の研修会・訓練の開催
 - ・協議会の運営

【構成】

- ・会長 農林水産基盤整備局長
 - ・副会長 東部農林水産局長、農林水産技術支援本部副本部長、
南部総合県民局産業交流部長、西部総合県民局農林水産部長
 - ・構成員 徳島県農業協同組合中央会常務、
徳島県土地改良事業団体連合会事務局長、
農林水産政策課長、畜産振興課長、農林水産総合技術支援センター経営推進課長、
農林水産基盤整備局農山漁村振興課長、農林水産基盤整備局農業基盤課長
 - ・事務局 農林水産基盤整備局農山漁村振興課

【作業部会】

農林水産基盤整備局長（作業部会長）、農林水産総合技術支援センター経営推進課担当者、農林水産基盤整備局農山漁村振興課担当者、農林水産基盤整備局農業基盤課担当者



○各圏域局段階の農業版BCP対策協議会（地域農業版BCP対策協議会）

東部農林水産局及び各総合県民局に設置する。

東部地域農業版BCP対策協議会

【活動内容】

- ・県農業版BCP策定について、東部圏域（徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）における意見集約
- ・実態調査の実施及び研修への参加
- ・農業版BCP等の研修会・訓練の開催
- ・県農業版BCP策定後の現場対応

【構成】

- ・会長 東部農林水産局長
- ・副会長 東部農林水産局副局長
- ・構成員 管内で津波による浸水被害が想定される3市3町の農政担当課長及び管内で直下型地震による被害が想定される4市5町
 - 10 農業協同組合（徳島市、東とくしま、板野郡、徳島北、里浦、大津松茂、板野郡、阿波郡東部、市場町、阿波町）代表理事組合長、
 - 22 土地改良区（川内、吉野川、勝浦川、里浦、田野芝生、立江川、和田島、泉谷上井、板野町北岸、犬伏、大麻、上板町北岸用水、川端、川端東部、松谷、阿波中部、阿波東部、市場中央、御所、御所東部、土成西部、吉野川北岸）理事長、徳島県農業協同組合中央会担当職員、徳島県土地改良事業団体連合会担当職員、農林水産総合技術支援センター高度技術支援課長、東部農林水産局次長（徳島、鳴門藍住、吉野川）、企画総務担当課長、管理用地担当課長、整備第二担当課長、農村整備担当
- ・事務局 東部農林水産局（徳島）企画総務担当、

【作業部会】 農業支援部会、農業基盤整備部会

南部地域農業版BCP対策協議会

【活動内容】

- ・県農業版BCP策定について、南部圏域（阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）における意見集約
- ・実態調査の実施及び研修への参加
- ・県農業版BCP策定後の現場対応

【構成】

- ・会長 南部総合県民局産業交流部長
- ・副会長 南部総合県民局産業交流部副部長
- ・構成員 管内で津波による浸水被害が想定される1市3町の農政担当課長、
 - 3 農業協同組合（東とくしま、阿南、かいふ）代表理事組合長、



19 土地改良区（阿南東部、今津浦、今津南部、色ヶ島、江野島、太田川、上福井、島尻、那賀川南岸、那賀川北岸、中島、平島上、福井川、芳崎、八幡、海部川沿岸、海部西、牟岐）理事長、徳島南部農業共済組合担当職員、徳島県農業協同組合中央会担当職員、徳島県土地改良事業団体連合会担当職員、農林水産総合技術支援センター高度技術支援課長、南部総合県民局産業交流部次長、農業支援担当（阿南、美波）、農村保全担当（阿南、美波）

- ・事務局 南部総合県民局産業交流部（美波）交流連携担当

【作業部会】 阿南作業部会、美波作業部会

西部地域農業版BCP対策協議会

【活動内容】

- ・県農業版BCP策定について、西部圏域（美馬市、三好市、東みよし町）における意見集約
- ・実態調査の実施及び研修への参加
- ・県農業版BCP策定後の現場対応

【構成】

- ・会長 西部総合県民局農林水産部長
- ・副会長 西部総合県民局農林水産部副部長
- ・構成員 管内で直下型地震による被害が想定される2市1町
 2農業協同組合（美馬、阿波みよし）代表理事組合長、
 7土地改良区（美馬町、脇町、小川谷、河内谷、三野町、箸蔵、昼間足代）理事長、徳島南部農業共済組合担当職員、徳島県農業協同組合中央会担当職員、徳島県土地改良事業団体連合会担当職員、農林水産総合技術支援センター高度技術支援課長、西部総合県民局農林水産部次長、農業支援担当（美馬、三好）、農村保全担当（美馬、三好）

- ・事務局 西部総合県民局農林水産部（美馬）企画担当

【作業部会】 美馬作業部会、三好作業部会



3 県協議会及び地域協議会の運営

県協議会と地域協議会は、実用性の高い県農業版BCPとするため、相互に協力しながら運営を行うこととする。

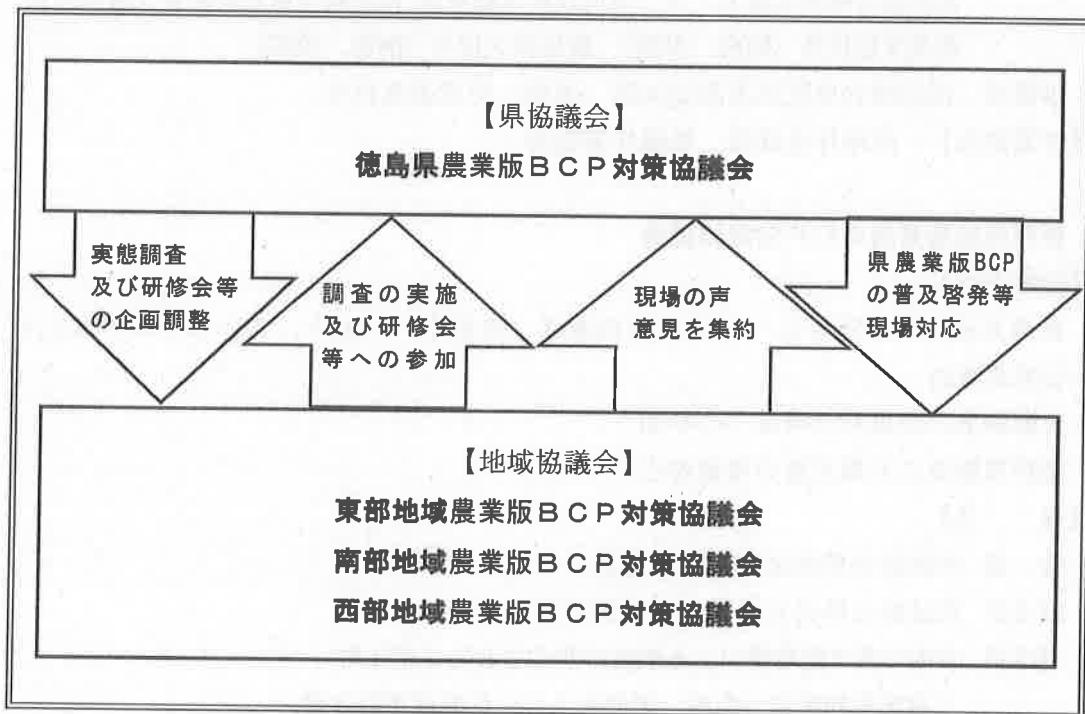


図2-1 各協議会の関係



第3 農業用施設の状況

1 農業版BCPでの中央構造線の定義

徳島県が、平成25年8月30日に指定した「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第55条に基づく「特定活断層調査区域」。

2 農業用施設について

中央構造線上及びその周辺（以下、中央構造線エリア）に存在する重要な農業用施設は以下のとおりである。

(1) 対象となる農業用施設

①揚水機場

17箇所（詳細は表3-1を参照）

②用水路

17箇所（詳細は表3-2を参照）

③ため池

45箇所（詳細は表3-3を参照）

④樋門

1箇所（詳細は表3-4を参照）

⑤頭首工

7箇所（詳細は表3-5を参照）

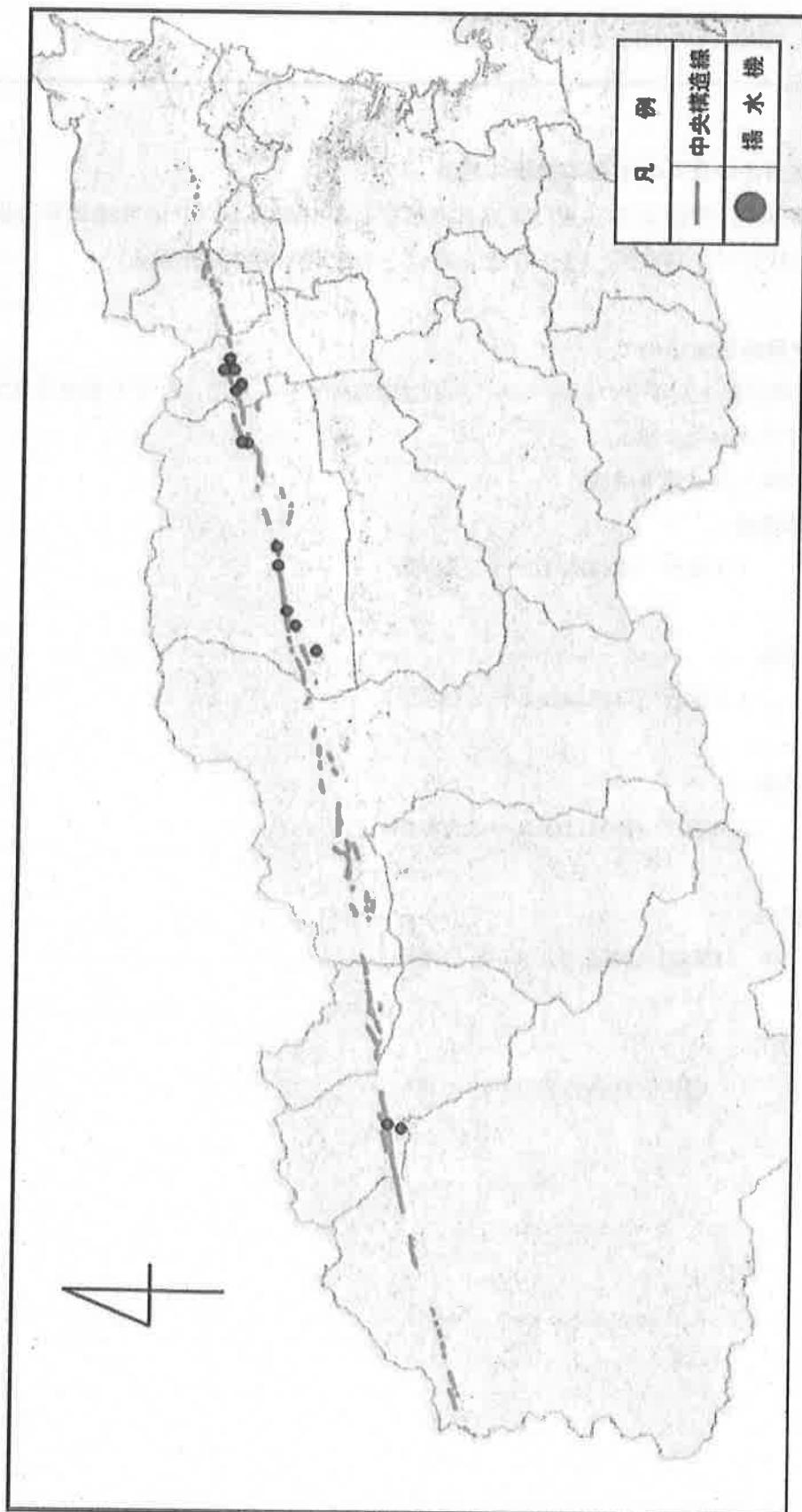


図3-1 中央構造線エリアの揚水機場

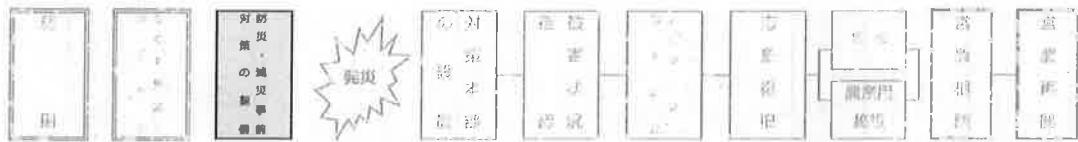


表3－1 中央構造線エリアの揚水機場

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	揚水機場	阿波市	上喜来揚水機場	県営経営体育成基盤整備事業	上喜来地区	H14	H19	市場中央土地改良区
2	揚水機場	阿波市	高西揚水機場	団体営基盤整備促進事業	高西地区	H11	H13	市場中央土地改良区
3	揚水機場	阿波市	高尾2号揚水機場	県営畠地帯総合土地改良事業	宮川内・高尾地区	S62	-	御所東部土地改良区
4	揚水機場	土成町	御所第1揚水機場	県営経営体育成基盤事業	御所地区	-	H24	御所土地改良区
5	揚水機場	上板町	出口支線水路第一揚水機場	国営事業	出口団地	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
6	揚水機場	上板町	出口支線水路第二揚水機場	国営事業	出口団地	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
7	揚水機場	上板町	泉谷第一揚水機場	国営事業	出口団地	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
8	揚水機場	上板町	神宮寺支線水路第一揚水機場	県営畠地帯総合土地改良事業	神宮寺	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
9	揚水機場	上板町	神完工区第一揚水機場	県営畠地帯総合土地改良事業	神宮寺	-	H06	上板町北岸用水土地改良区
10	揚水機場	上板町	神完工区第二揚水機場	県営畠地帯総合土地改良事業	神宮寺	-	H06	上板町北岸用水土地改良区
11	揚水機場	上板町	大山町揚水機場第一	県営畠地帯総合土地改良事業	大山町	-	H10	上板町北岸用水土地改良区
12	揚水機場	上板町	大山町揚水機場第二	県営畠地帯総合土地改良事業	大山町	-	H10	上板北岸用水土地改良区
13	揚水機場	阿波市	伊沢第二揚水機場	県営かんがい排水事業	阿波	H08	H16	阿波中部土地改良区
14	揚水機場	阿波市	伊沢揚水機場	県営かんがい排水事業	阿波	H08	H16	阿波中部土地改良区
15	揚水機場	阿波市	古養水揚水機場	県営経営体育成基盤整備事業	古養水・東北	H19	H28	阿波東部土地改良区
16	揚水機場	東みよし町	屋間足代揚水機場			-	-	屋間足代土地改良区
17	揚水機場	東みよし町	西ノ池揚水機場			-	-	屋間足代土地改良区

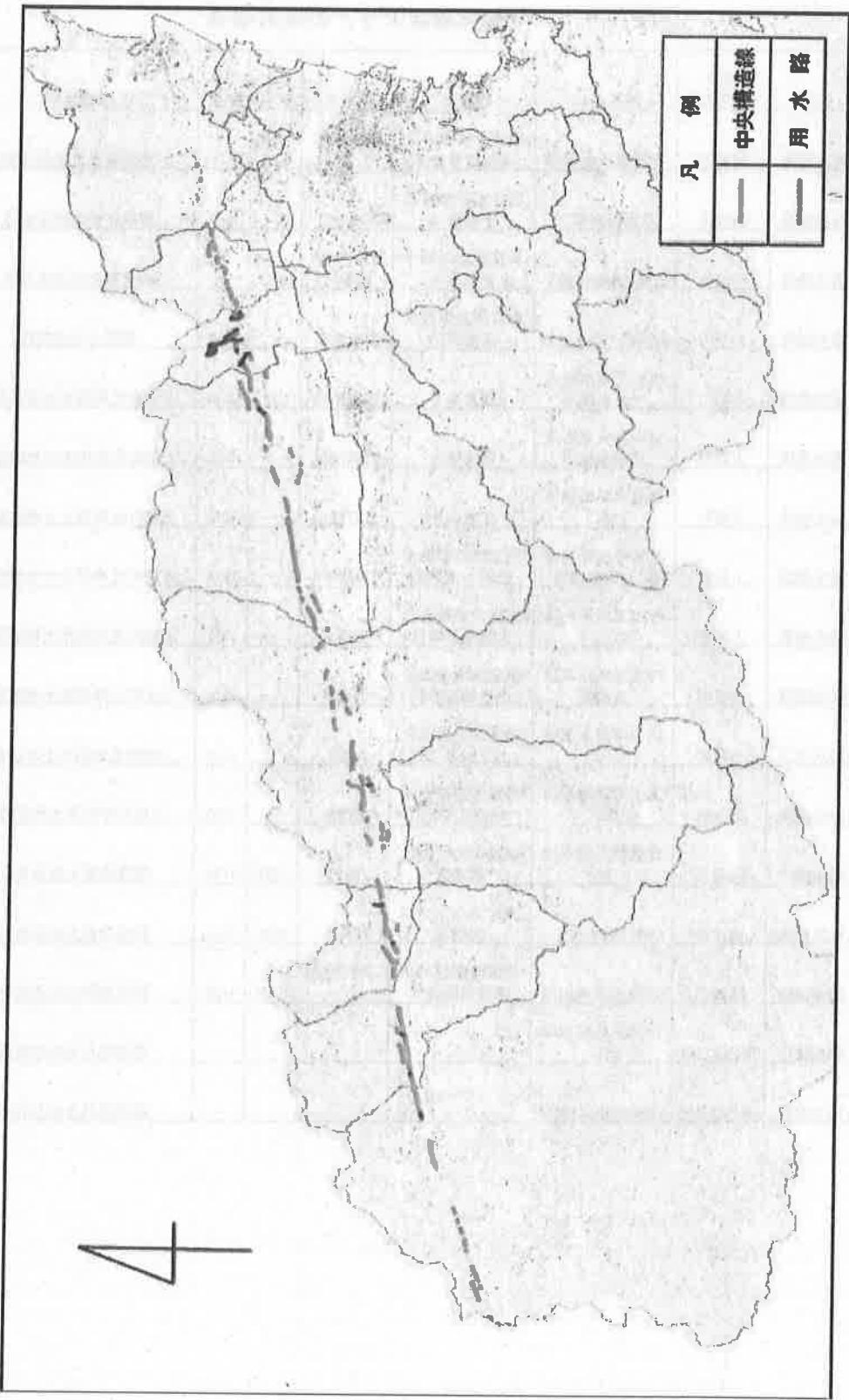
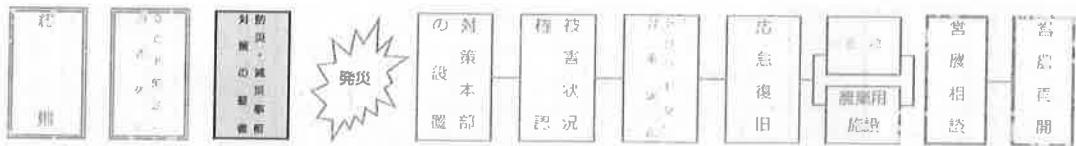


図3-2 中央構造線エリアの用水路

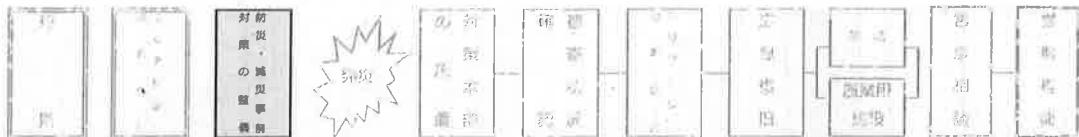


表3-2 中央構造線エリアの用水路

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	用水路	上板町	幹線水路	国営事業	出口団地・錯綜	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
2	用水路	上板町	幹線水路	団体営かんがい排水事業	泉谷	-	H12	上板町北岸用水土地改良区
3	用水路	上板町	幹線水路	県営畠地帯総合土地改良事業	神宮寺	-	H06	上板町北岸用水土地改良区
4	用水路	上板町	幹線水路	国営事業	神宮寺団地	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
5	用水路	上板町	幹線水路	県営畠地帯総合土地改良事業	大山町	-	H10	上板町北岸用水土地改良区
6	用水路	上板町	幹線水路	土地改良総合整備事業	山崎	-	S63	上板町北岸用水土地改良区
7	用水路	三好市・美馬市・阿波市・吉野川市・東みよし町・つるぎ町・上板町・板野町	幹線水路	国営総合かんがい排水事業	吉野川北岸	S46	H01	吉野川北岸土地改良区
8	用水路	美馬市	幹線水路			-	-	三ヶ名水利組合
9	用水路	東みよし町	幹線水路			-	-	小川谷土地改良区
10	用水路	東みよし町	幹線水路	造成吉野川北岸農業水利事業		H02	-	小川谷土地改良区
11	用水路	東みよし町	西ノ池揚水機場 押し上げ管			-	-	昼間足代土地改良区
12	用水路	三好市	滝谷用水路			-	-	河内谷土地改良区
13	用水路	三好市	太刀野用水路			-	-	河内谷西部土地改良区
14	用水路	三好市	幹線水路			-	-	箸蔵土地改良区
15	用水路	阿波市	2号配水がかり	県営経営体育成基盤事業	御所地区	-	H24	御所土地改良区
16	用水路	阿波市	2号配水がかり	県単経営体育成基盤事業	御所地区	-	H22	御所土地改良区
17	用水路	土成町	2号配水 自然流下配水	県単経営体育成基盤事業	御所地区	-	-	御所土地改良区

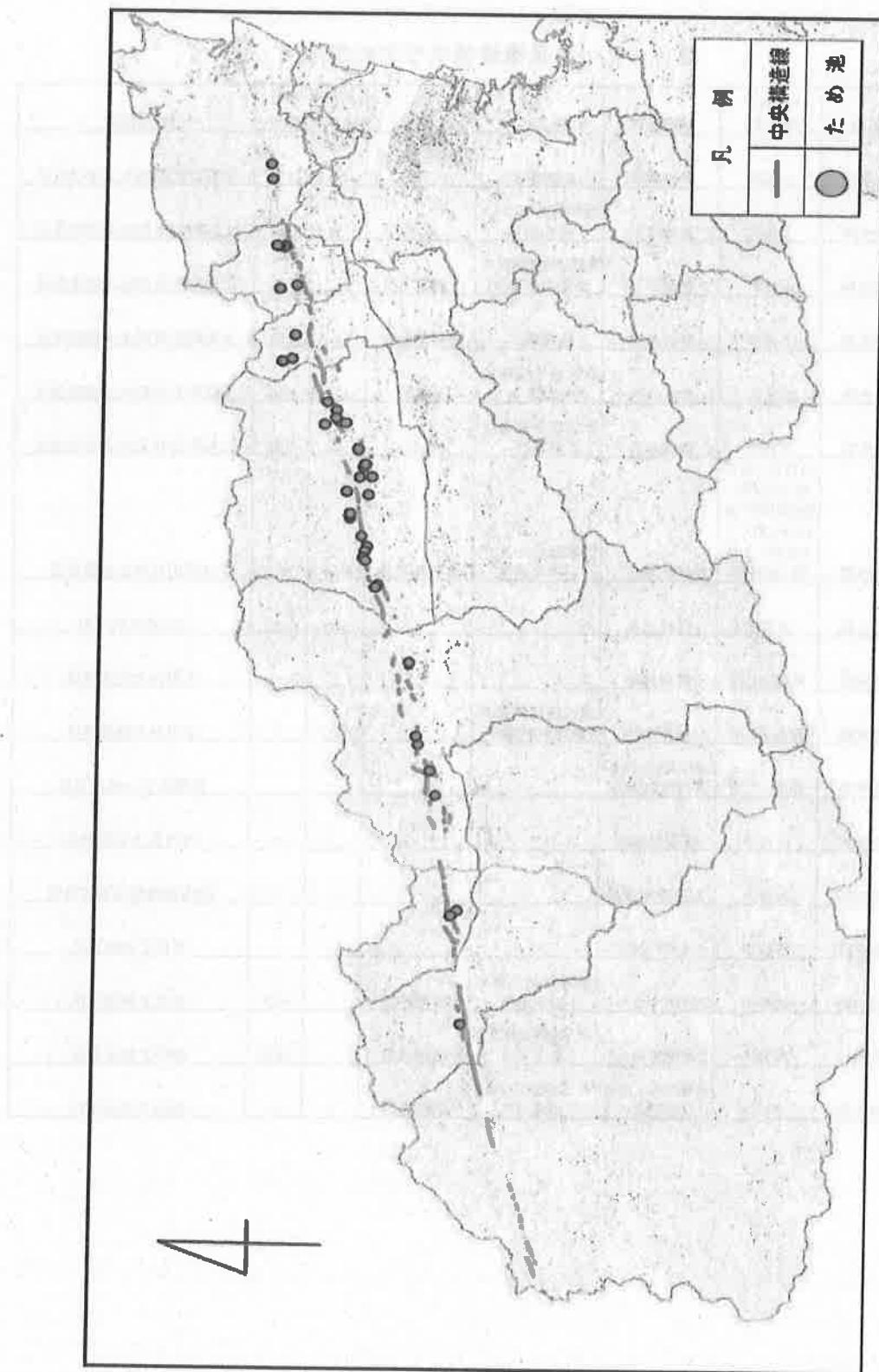


図3-3 中央構造線エリアのため池

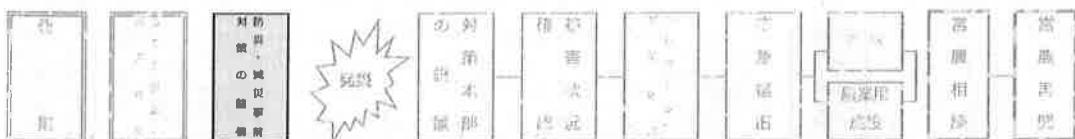


表3-3 中央構造線エリアのため池

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	ため池	阿波市	中の池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
2	ため池	阿波市	尼池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
3	ため池	阿波市	仲間池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
4	ため池	阿波市	上三ツ池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
5	ため池	阿波市	中三ツ池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
6	ため池	阿波市	下三ツ池	-	-	-	-	市場中央土地改良区
7	ため池	阿波市	牛屋谷池	-	-	-	-	御所土地改良区
8	ため池	阿波市	北池	-	-	-	-	土成西部土地改良区
9	ため池	阿波市	耕整東池	-	-	-	-	土成西部土地改良区
10	ため池	阿波市	鈴川ダム	-	-	-	-	土成西部土地改良区
11	ため池	阿波市	間谷池	-	-	-	-	土成西部土地改良区
12	ため池	上板町	上井第1貯水池	-	-	-	-	泉谷上井土地改良区
13	ため池	上板町	上井第2貯水池	-	-	-	-	泉谷上井土地改良区
14	ため池	板野町	松谷の池	-	-	-	-	松谷土地改良区
15	ため池	板野町	キビガ谷の池	-	-	-	-	板野町
16	ため池	板野町	中谷2号池	-	-	-	-	板野町
17	ため池	鳴門市	長谷池	-	-	-	-	長谷池水利組合
18	ため池	鳴門市	東谷池	-	-	-	-	個人
19	ため池	阿波市	高西ダム	-	-	-	-	高西用水組合
20	ため池	阿波市	姥ヶ池	-	-	-	-	姥ヶ谷水利組合
21	ため池	阿波市	金清調整池	-	-	-	-	吉野川北岸土地改良区
22	ため池	阿波市	蓋谷池	-	-	-	-	北台用水組合
23	ため池	阿波市	別埜池	-	-	-	-	阿波東部土地改良区
24	ため池	阿波市	浦池	-	-	-	-	阿波東部土地改良区
25	ため池	阿波市	薬師谷下池	-	-	-	-	阿波中部土地改良区
26	ため池	阿波市	薬師谷上池	-	-	-	-	阿波中部土地改良区
27	ため池	阿波市	中池	-	-	-	-	集落
28	ため池	阿波市	大池	-	-	-	-	個人
29	ため池	阿波市	法華寺	-	-	-	-	個人
30	ため池	阿波市	宮川内調整池	-	-	-	-	吉野川北岸土地改良区
31	ため池	阿波市	喜蓮池調整池	-	-	-	-	吉野川北岸土地改良区
32	ため池	阿波市	柿原調整池	-	-	-	-	吉野川北岸土地改良区
33	ため池	美馬市	北の池	-	-	-	-	脇町土地改良区
34	ため池	美馬市	オソノ池	-	-	-	-	脇町土地改良区
35	ため池	美馬市	天神池	-	-	-	-	脇町土地改良区
36	ため池	美馬市	坊僧池	-	-	-	-	美馬町土地改良区
37	ため池	美馬市	滝ノ宮池	-	-	-	-	美馬町土地改良区
38	ため池	三好市	桶川池	-	-	-	-	河内谷土地改良区
39	ため池	三好市	風呂の谷池	-	-	-	-	河内谷土地改良区
40	ため池	板野町	中谷1号池	-	-	-	-	中谷池水利組合
41	ため池	板野町	新中谷3号池	-	-	-	-	中谷池水利組合
42	ため池	板野町	中谷4号池	-	-	-	-	中谷池水利組合
43	ため池	板野町	中谷5号池	-	-	-	-	中谷池水利組合
44	ため池	上板町	宮ヶ谷池	-	-	-	-	北岸用水組合
45	ため池	東みよし町	西寺尾の池	-	-	-	-	東みよし町

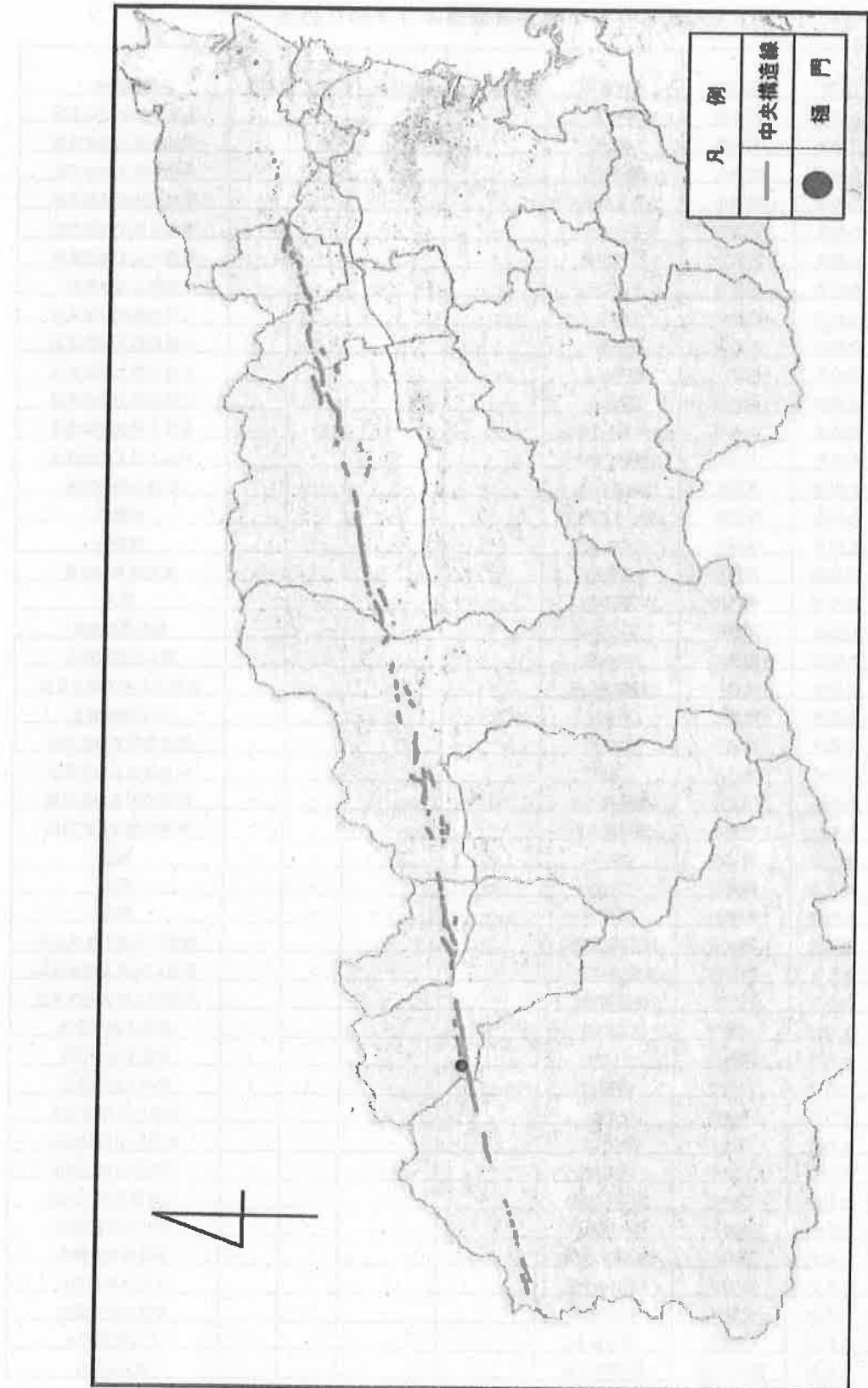
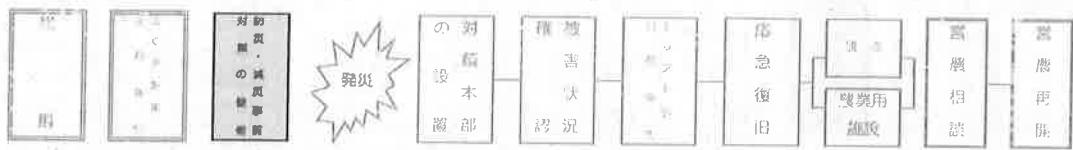


図3-4 中央構造線エリアの樋門



表3-4 中央構造線エリアの樋門

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	樋門	東みよし町	樋門			-	-	小川谷土地改良区

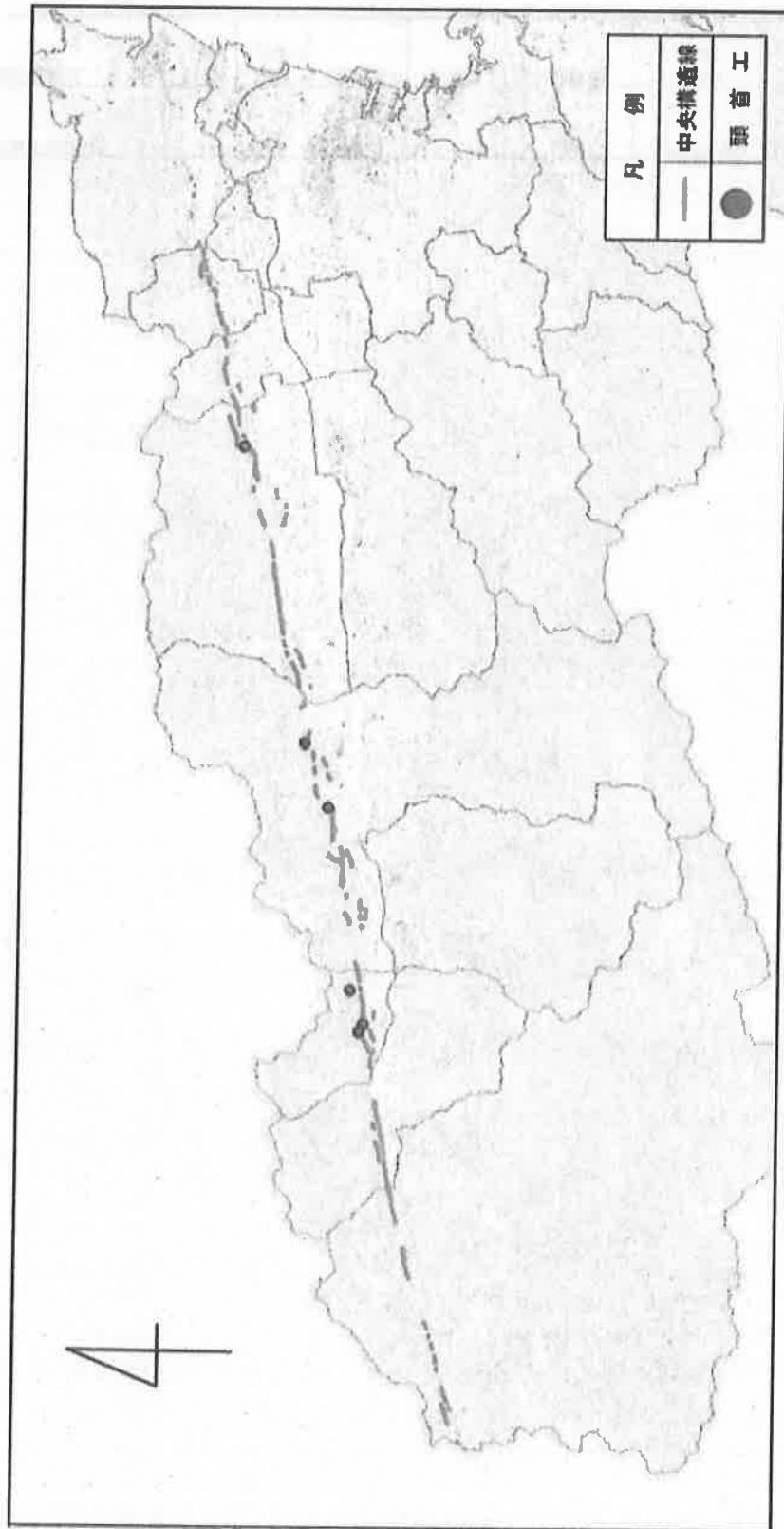
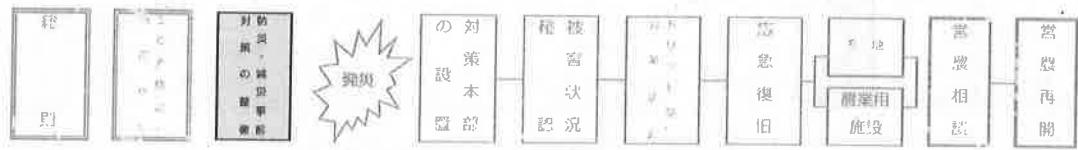


図3-5 中央構造線エリアの頭首工

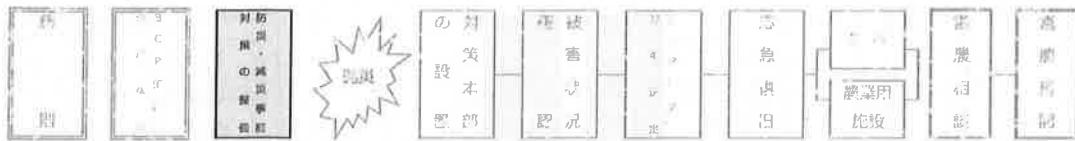
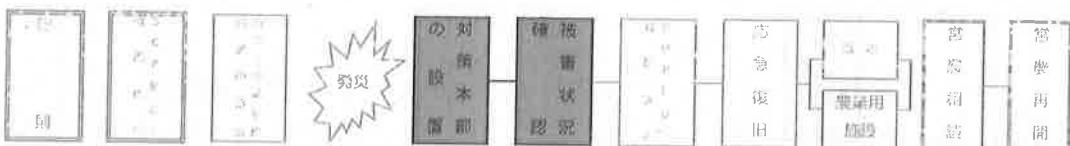


表3-5 中央構造線エリアの頭首工

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	頭首工	阿波市	吉田堰配水槽	県営経営体育成 基盤整事業	御所地区	H20	H20	御所土地改良区
2	頭首工	脇町	大谷頭首工			-	-	脇町土地改良区
3	頭首工	美馬市	中岩倉頭首工			-	-	脇町土地改良区
4	頭首工	三好市	岩角頭首工	三村関係者 文化5年晚春		-	-	河内谷土地改良区
5	頭首工	三好市	岩角頭首工	三村関係者 文化5年晚春		-	-	河内谷西部土地改良区
6	頭首工	三好市	蝶谷頭首工			-	-	河内谷土地改良区
7	頭首工	三好市	達谷頭首工			-	-	河内谷土地改良区



第4 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

(1) 業務実施の共通目標

非常時優先業務の実施に際しては、県としての業務実施の共通目標を踏まえた取組が必要となる。この共通目標は、直下型地震発生時には、災害対策本部会議から対処方針として示されるものであるが、本計画においては、災害対策本部会議から示される共通目標と整合を図りつつ、農地・農業用施設（土地改良施設に限る。）の復旧及び営農再開に向けた取組を共通目標として位置付けることとする。

本計画では、業務継続の基本方針を踏まえ、直下型地震発生時においても、県として実施すべき非常時優先業務を次により選定し整理する。

- 非常時優先業務を、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。
- 直下型地震発生後2週間以内に着手する業務を対象とする。

(2) 非常時優先業務の区分と業務継続体制

非常時優先業務区分ごとの業務継続体制は、次のとおりである。

- 「応急業務」は、直下型地震発生時に自動設置される災害対策本部による全庁体制と整合を図りつつ、全庁体制の一部局として実施する。
- 「継続の必要性の高い通常業務」は、各部局で実施する。

(3) 農地・農業用施設の被災への対応

直下型地震により被災した場合、営農再開にあたっては農業生産基盤である農地・農業用施設の復旧が不可欠かつ時間を要するものであるため、早急の着手が必要である。これについては災害復旧事業により復旧し、流れは図4-1のとおりとなる。

なお、直下型地震に起因する災害復旧事業については、「継続の必要性の高い通常業務」と位置付ける。

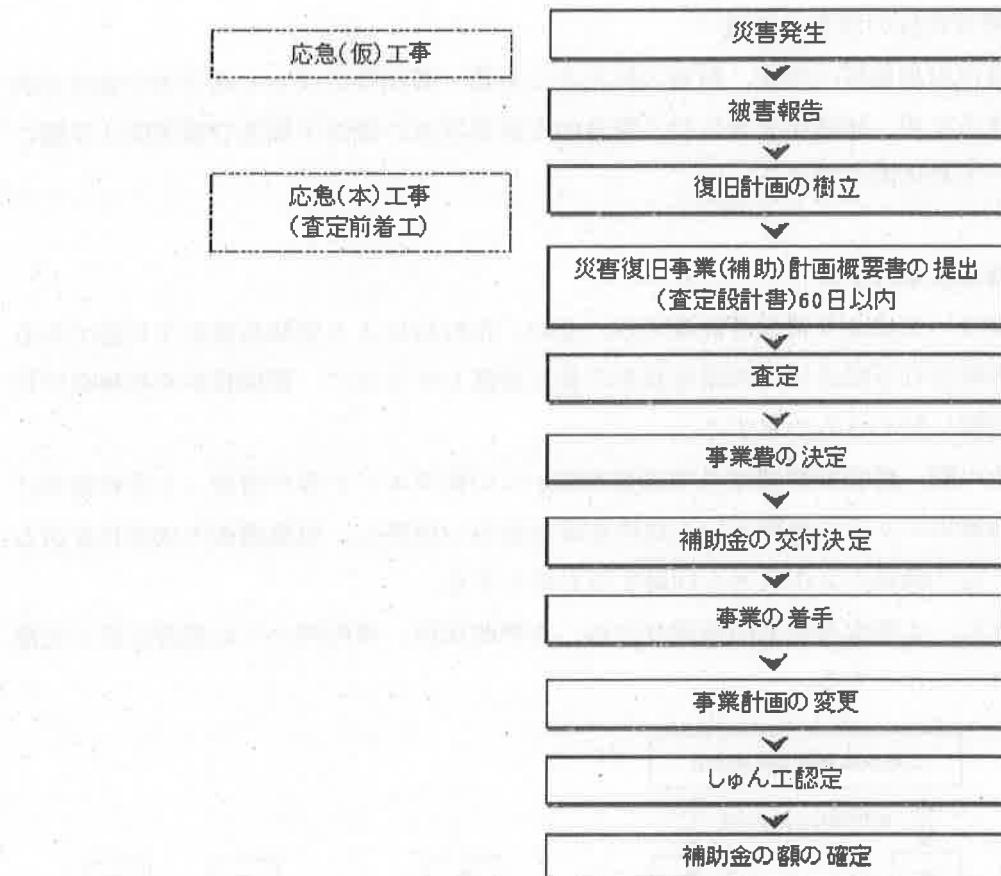
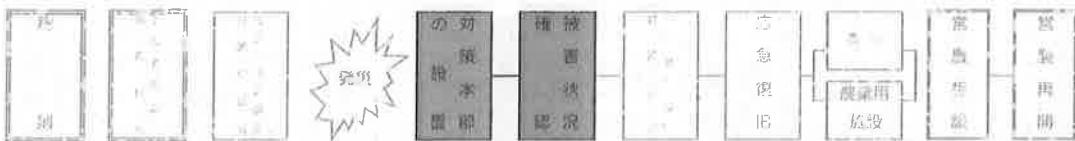


図 4-1 災害復旧事業の流れ

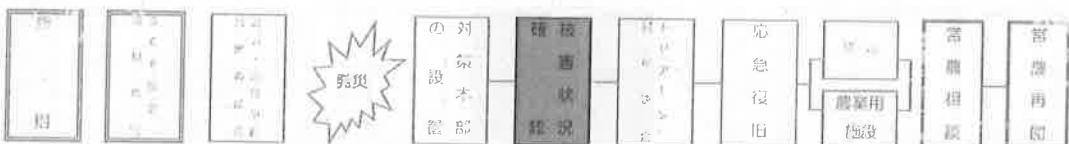
2 応急業務

(1) 応急業務の整理

「応急業務」は、直下型地震によって生じる事態に対応するために早期に実施する業務であり、本計画においては、「被災状況の調査」、「応急復旧」を対象範囲とする。

(2) 業務継続体制 = 全庁での体制

災害対策本部による全庁体制と整合を図りつつ、全庁体制の一部局として実施する。



(3) 農業用施設の被災状況の調査

①被災状況の調査の意義

復旧対象施設の選定、被害の拡大及び余震・降雨等による二次災害の発生を防止するため、地震発生後に行う緊急的な被災状況の調査手順及び被害防止手順について具体的に定める。

②情報収集のフロー

図4-2により情報を収集する。なお、市町村による情報収集が不可能であると判断される場合は、連絡要員を庁舎に確保したうえで、県職員が直接現場で状況把握に努めるものとする。

その際、農業基盤課は災害対策本部からの被災エリア等の情報（上空映像等による被災エリアの把握等）を逐次各保全担当へ提供し、現地調査の効率化を図るとともに職員の2次災害を回避するものとする。

また、土地改良事業団体連合会は、土地改良区、市町村からの要請に応じ支援を行うこととする。

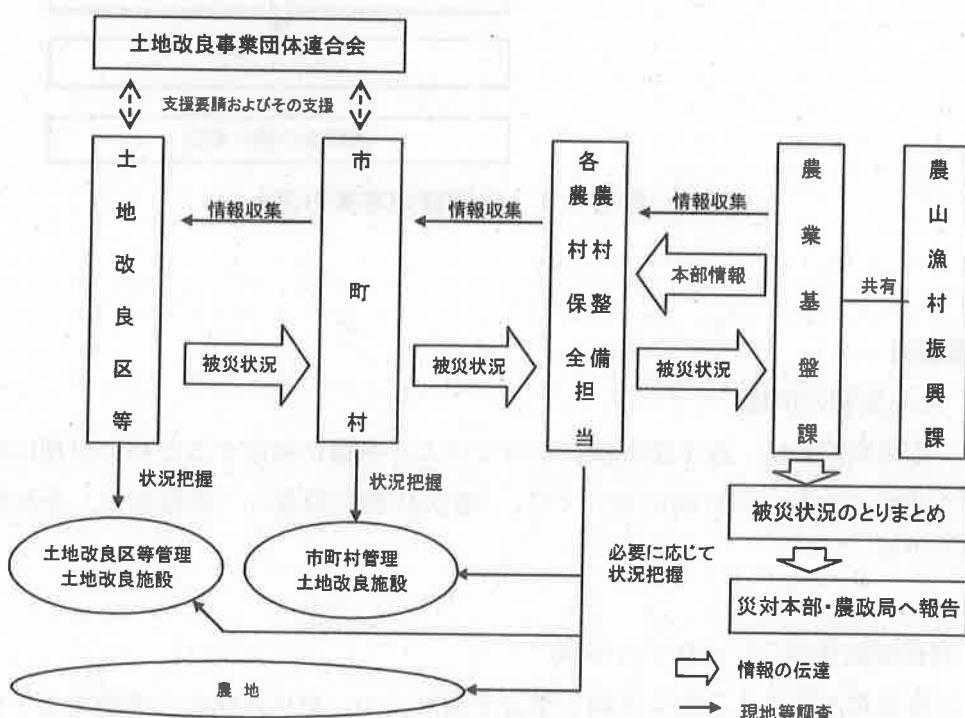
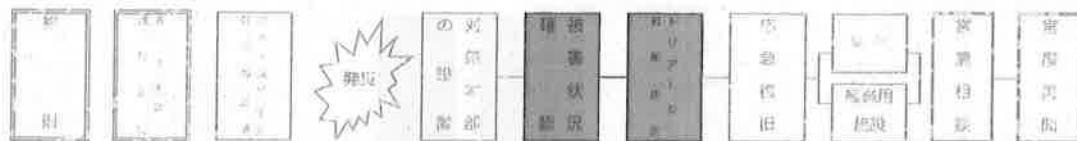


図4-2 情報収集の流れ



③被災状況の調査方法

県職員が行う被災状況の調査は、図4-3のフローチャート及び別紙1のチェックリストにより行う。なお、ため池については、「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」(ため池緊急点検マニュアル)によるため、本被害把握フローチャートは、適用しないものとする。

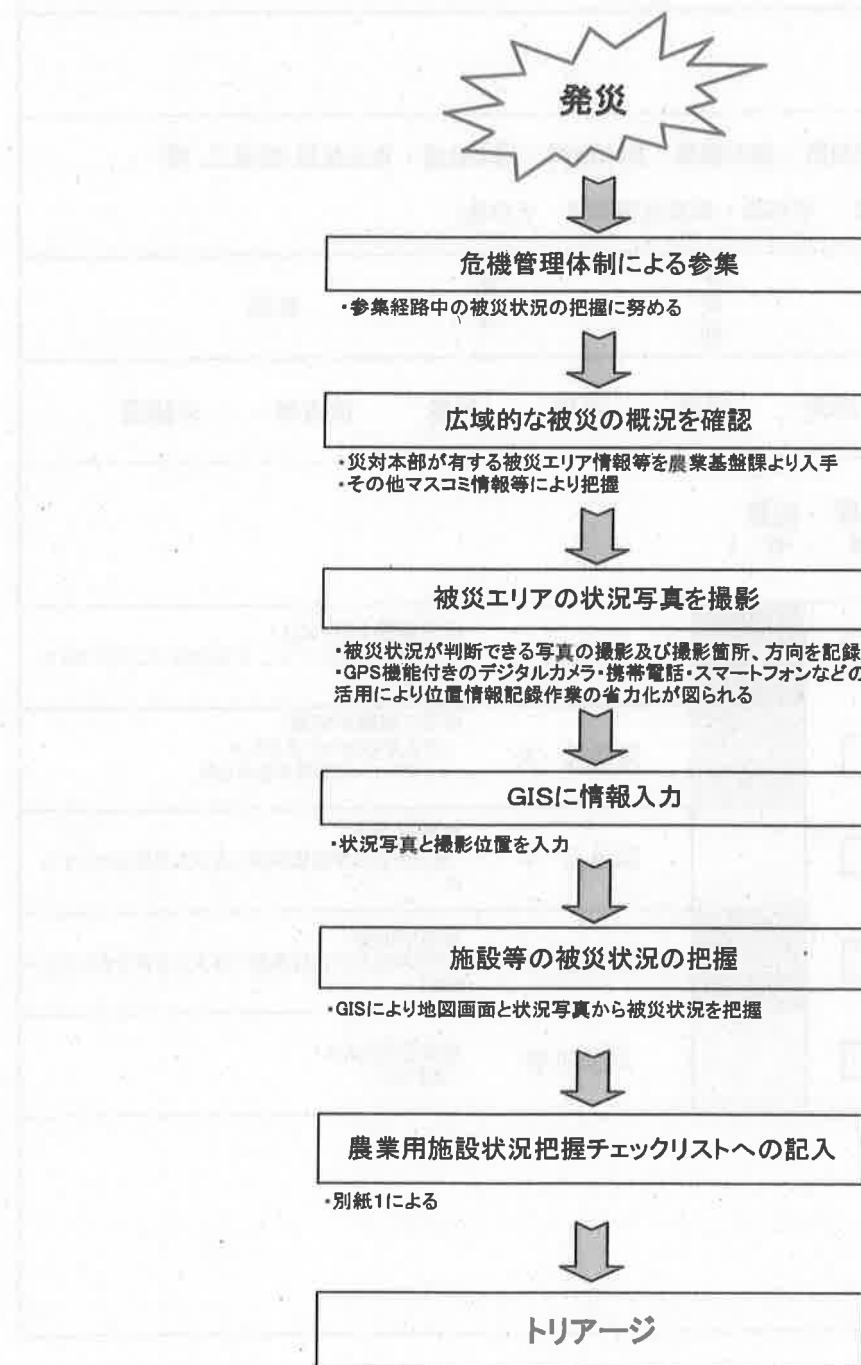
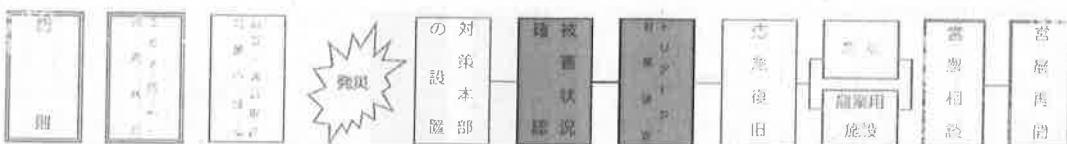


図4-3 県職員が行う農業用施設の被災状況調査フローチャート



別紙 1

農業用施設状況把握チェックリスト

記入日時	年 月 日 時					
施設名						
施設の種類	海岸堤防・排水機場・排水樋門・揚水機場・取水施設(頭首工、堰)・農道・用水路・改良区事務所・その他()					
調査箇所	市 町 村	町 字	番地			
施設の状況	消失	全壊	半壊	損傷	被災無	未確認
施設の重要度 (人家や2次災害への影響の有無)	影響 無	影響 有()				
応急対策への 一時判断 (トリアージ)	<input type="checkbox"/>	対象外		応急対策を行わない ・2次災害の恐れがなく、応急対策では対応できないもの		
	<input type="checkbox"/>	緊急性 大		直ちに対策が必要 ・2次災害の恐れがあるもの ・ライフラインに影響があるもの		
	<input type="checkbox"/>	緊急性 中		対策が必要 ・復旧の遅れが営農再開に多大な支障をきたすもの		
	<input type="checkbox"/>	緊急性 小		対策が必要 ・復旧の遅れが営農再開に多大な支障をきたさないもの		
		対策不要		対策を行わない ・被害なし		
補足説明						



(4) 応急復旧

トリアージの結果、緊急度大と判断された施設の復旧について、災害査定以前に着手可能なものについて応急工事を実施する。

○査定前着工（応急仮工事）

事業主体の判断で仮設的な応急工事を実施することができる。

【実施事例】

- ① 用水を緊急的に確保するための、仮設ポンプや仮廻し水路設置工事。
- ② 被災により放流が出来なくなったため池について、用水の確保や緊急的な放流を行うための仮設ポンプ設置工事。
- ③ 被災した施設の壊れを防止するための工事又は農地等への洪水流入を仮締切りにより防止するための工事。
- ④ 被災した施設の排水及び交通の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。

○査定前着工（応急本工事）

復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事のこと。最小限の資料により農政局に申請し、承認（早ければ即日）後に工事着工できる。

【応急本工事の要件】

- ① 被災施設又はこれに関連する施設の壊れ防止、あるいは、作物被害を防止するため緊急に着工する必要のある箇所であること。
- ② 緊急に復旧すれば、作付時期に間に合う農地等の復旧箇所であること。

○多面的機能支払交付金の特例措置について

甚大な被害が発生した場合に、多面的機能支払交付金を活用し、農地周りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動を一層充実させるため、平成28年6月9日に要綱・要領の改正が行われている。

これにより、甚大な被害が発生した際には、手続を行うと事業計画に定めた農地維持支払、資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の各種活動を行わずとも被災箇所の応急処置や補修・更新等に重点的に取り組むことで活動条件を満たすこととなっているので活用を検討する。



(5) 被害金額の算定

農地・農業用施設の被害額を算定する（農政局等への報告が必要）。

3 繼続の必要性の高い通常業務

(1) 繼続の必要性の高い通常業務の整理

トリアージの結果、緊急度中・小と判断された施設の農地・農業用施設の復旧工事は、「継続の必要性の高い通常業務」と位置付け、「応急業務」と平行して早期の営農再開を図るものとする。

(2) 業務継続体制 = 各部局での体制

各部局において、必要な人員を確保するものとする。なお、応急業務と継続の必要性の高い通常業務の時系列、職員数の関連のイメージについては図4-4のとおりであり、職員数のイメージは徳島県業務継続計画＜南海トラフ巨大地震編＞第4章職員の参考状況「図表4.9 各庁舎への参集見込職員数の目安」を参考にしている。

併せて、人員の確保が困難な場合は、支援要請の実施を検討する。

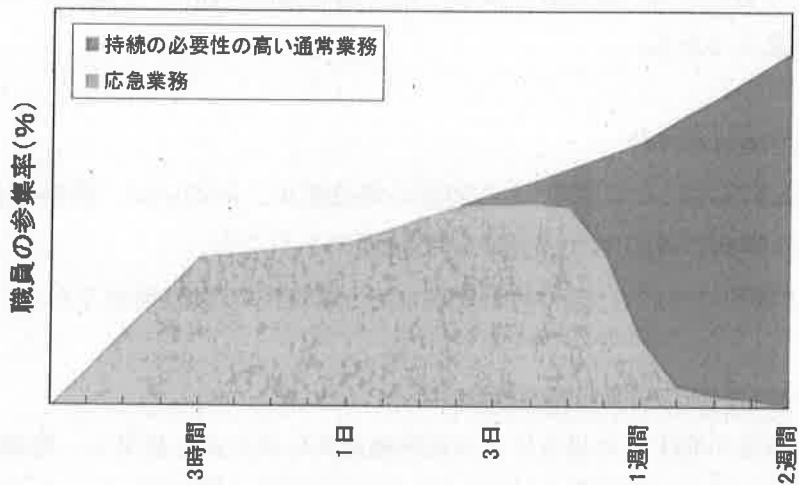


図4-4 応急業務と継続の必要性の高い通常業務の関連性（イメージ）



4 熊本地震での事例

熊本地震では、早期営農再開に向けて応急的な対策を行った。

(1) 仮廻し水路

用水路が激しく被害を受けている場合、下流農地への送水を行うための仮廻し水路を設置し、用水の供給を図った。

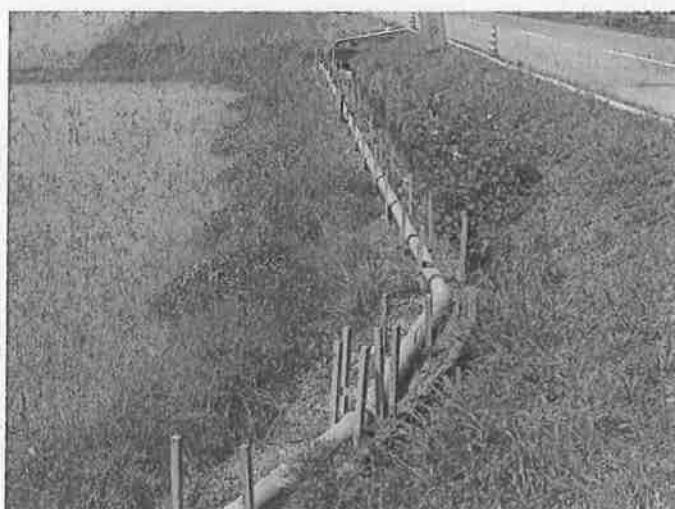


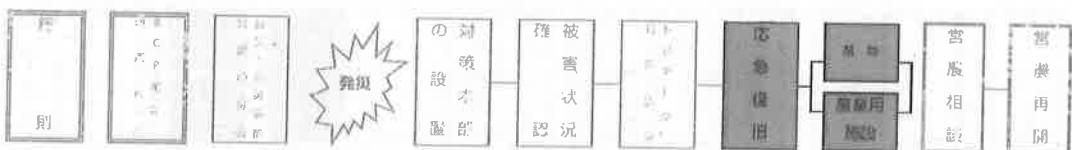
図4-5 仮廻し水路の状況

(2) 水路の応急対策

被害を受け機能していない用排水路について、合板等で不足分の高さの側壁を設置した。



図4-6 合板で応急処置を行った水路



(3) ため池の水位低下

堤体が被害を受けたため池について、貯水しているままでは危険なため、緊急的に水位を下げた。

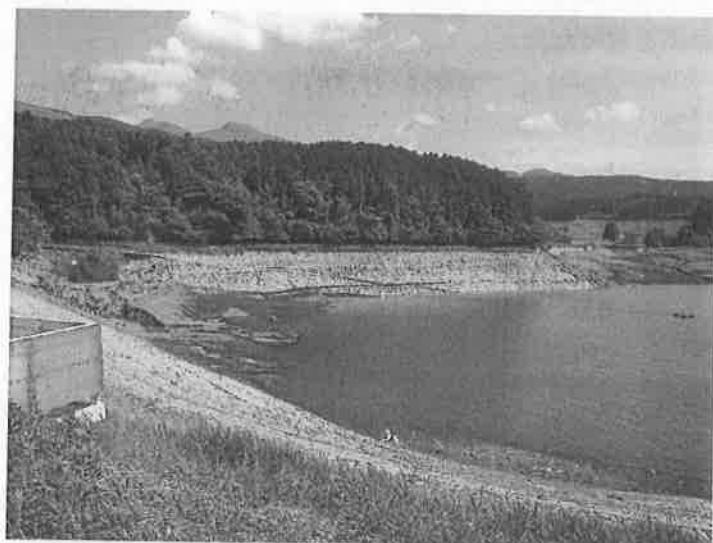


図4-7 緊急的に水位を下げたため池



第5 平時に行う事前対策

1 早期着工に向けた準備

(1) 施設管理

被災からの早期営農再開のためには、被害状況の把握が重要となる。

このため、平時から管理者による施設等の現状把握や、適切な維持管理が求められる。

例：ため池堤体の草刈が出来ていなかったため、被害の発見が遅れた。

(2) 施設台帳の整備

施設管理者は、復旧時に必要な情報が正確に分かるよう、施設の写真や位置図、各種施設の諸元を盛り込んだ台帳の整備に努める。

(3) 施設等完成図書のバックアップ

早期の復旧工事着手に向け、原形復旧する場合にあっては、設計積算期間の短縮を図るべく、完成図書（図面等）を活用する。そのため、被災による当該図書の紛失にも対応できるよう重要施設においては、予め図面の写しの電子データ化（バックアップ）を推進する。また、当該電子データを複数の組織で相互に保管することや、クラウドサーバの活用等を検討する。

(4) 被災状況把握のための体制

被災からの早期復旧には被害状況の把握が重要である。熊本地震の事例でも、被害状況の把握の早かった地域が営農再開が早かった。

施設管理者自ら被害状況の確認を行えるよう必要な機材の整備や被害情報の調査方法の研修等を実施する。また、測量会社と被災時の調査等に関する協定を結ぶなど、被害状況の早期把握に努める体制が必要である。

(5) 地籍調査の推進

土砂崩れなどの大規模な災害により、境界を示す事物が流亡した場合、農用地の境界や権利関係などを再現できないと復旧工事着手が遅れる恐れがある。このため、農用地の境界や所有者などの現状を明確にする地籍調査を推進する。



(6) 応援職員への対応

重要施設にあっては、他県等や管外からの土地勘のない応援職員にも状況を把握し易いよう、施設の写真や位置図、各種諸元等を盛り込んだ台帳やG I Sの整備を推進するとともに、応援職員が使用するP Cやモバイル機器等、必要な機材の準備を整える。



平成〇年〇月〇日時点

○○揚水機場(個別調査票)

一般事項

番号	
関係市町	○○市
所在地	○○町
設置事業	かんがい排水
名称	○○揚水機場
ポンプ台数	
形式	△△△△
規格(Φ:mm)	300mm×2台
動力	モーター
管理者	△△土地改良区
操作人	徳島 阿波太郎
揚水量(m ³ /s)	0.20
設置年度	H17

管理者連絡先

担当部局	○○市○○課 または △△土地改良区
担当者名	○○ ○○
連絡先	088-621-○○○○

位置図(概略)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地区画像)を複製したものである。(承認番号 平28情復 第300号)この地図を複製して使用する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

操作人連絡先

住所	○○市○○町○○
氏名	○○ ○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○○

設置業者(ポンプメーカー)

会社名	○○製作所○○支店
所在地	○○県○○市○○
担当部局	○○課
担当者名	○○ ○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○○

常時のメンテナンス業者

会社名	○○製作所
所在地	○○県○○市○○
担当部局	○○課
担当者名	○○ ○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○○

取扱説明書・完成図書の保管状況

有 無	有	・	無
保管場所	機場内	・	その他(紙ベースは機場内、電子データはメーカー)
形 態	紙のみ	・	電子のみ

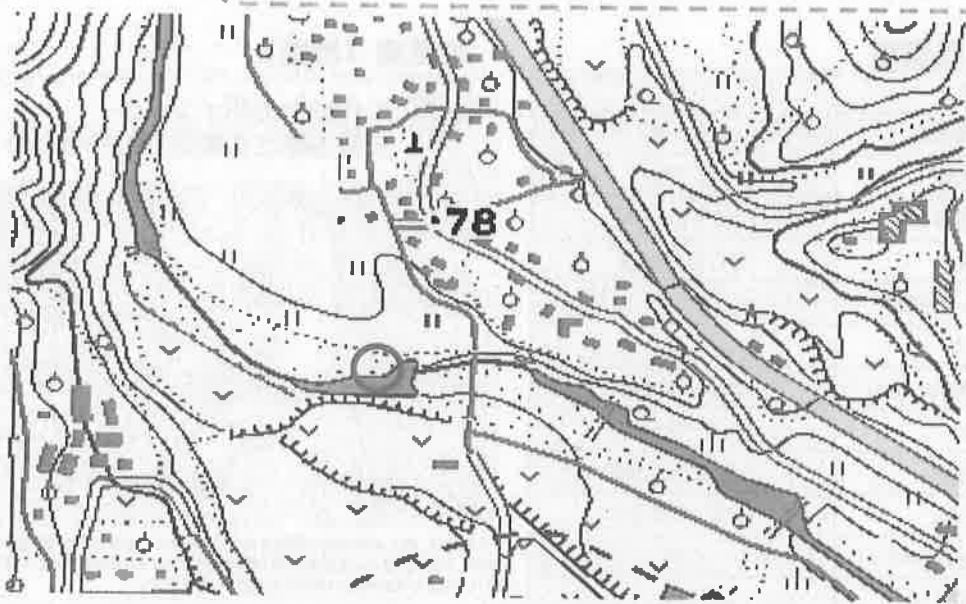
※ 取扱説明書、完成図書が無い場合は、できるだけ多くの写真を添付(銘板等を含め)

図5-1-1 揚水機場台帳(一般事項・概略位置図等)例



位置図（詳細）

<作成上のポイント>
土地勘のない人でも辿り着けるような位置図とする



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同様発行の数値地図25000(地区画像を複製したものである。(承認番号 平28情復 第300号)
この地図を複製して使用する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

<作成上のポイント>

※ できるだけ多くの写真を添付（銘板等を含め）
特に取扱説明書、完成図書が無い場合は、写真が頼りです

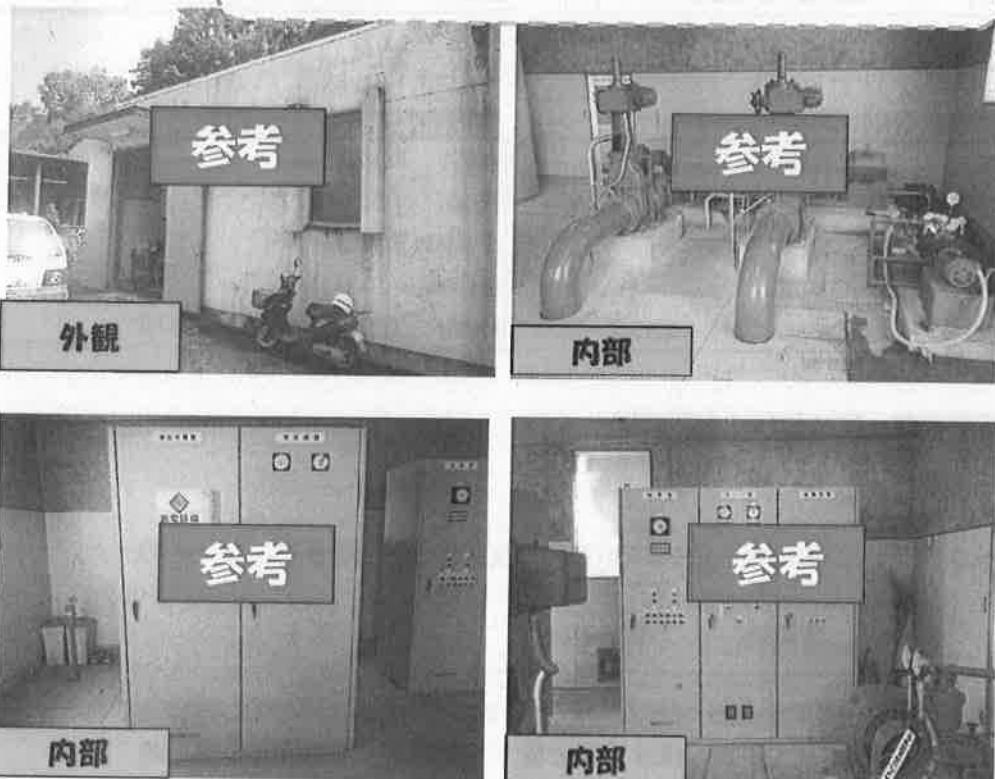


図5-1-2 揚水機場台帳（詳細位置図・被災前写真等）例



○○揚水機場

記入例

機器一覧

ポンプ設備	1号機	2号機	3号機	4号機
種類	○○▽	○○▽		
口径(mm)	300	300		
形式	300 AB-ZZ	300 AB-ZZ		
回転数(rpm)	177	346		
全揚程(m)	2.2	2.7		
揚水量(m ³ /min)	0.2	0.2		
製造番号	85G-12345	85G-12345		
製造主体	△△製作所	△△製作所		
製造年月	1985	1985		

整備履歴

年度	H17
事業名	適正化
金額	1,500千円
施工業者	
内容	1号ポンプオーバーホール 1号機エンジン分解整備 真空ポンプ更新

減速機	□◆	□◆		
製造番号				
機製造主体	△△製作所	△△製作所		

年度	H20
事業名	単独
金額	1,260千円
施工業者	
内容	2号ポンプオーバーホール 2号機エンジン分解整備 冷却水ポンプ更新 発電機分解整備

原動機	ディーゼルエンジン	三相誘導電動機(△接続)		
形式	5KDL	EFDUP		
出力(kw or PS)	85	30		
回転数(rpm)	900	960		
気筒数・極数	5	6		
電圧・電流		200-115		
製造番号				
製造主体	○○ディーゼル	△△製作所		
製造年月	1986	1985		

年度	
事業名	
金額	
施工業者	
内容	

発電機	機種名			
出力(KVA)				
出力(KW)				
回転数(rpm)・周波数				
電圧(V)				
力率(%)				
製造主体				
製造年月				

パラボラ	口径	300(0.4kw)	300(0.4kw)		
クラック	製造番号				
ライ	製造主体				

フランジ	口径	400	400		
クリップ	製造番号				
フレーム	製造主体				

真空ポンプ	規格	KMCV 40			
ポンプ	製造番号				
ポンプ	製造主体	△△製作所			

電動ポンプ	規格	JDQ 40			
ポンプ	製造番号				
ポンプ	製造主体	△△製作所			

コンクリート	規格	KSC-T			
コンクリート	製造番号				
コンクリート	製造主体	○○ディーゼル			

クレーン	規格				
クレーン	製造番号				
クレーン	製造主体				

外タンク	規格				
外タンク	製造番号				
外タンク	製造主体				

図5-1-3 揚水機場台帳（諸元）例

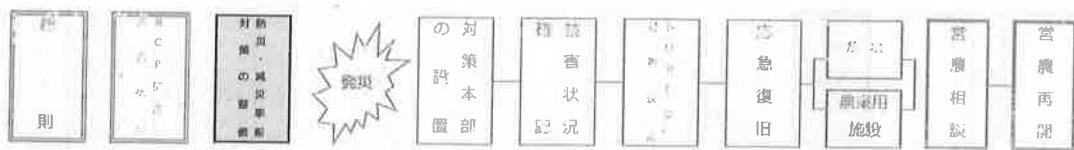


図5-2 GIS 画面の例



2 施設管理者の事前の取組み

熊本地震では、農地に被害がない場合でも断層上の用水施設が部分的に被災を受けて配水できず応急復旧の対応に追われた事例や、2次災害を防ぐため、ため池の水位を緊急的に下げる事例が見られた。

これらのことより、ここでは施設管理者が事前に応急復旧や2次災害の防止等に備えておく項目を整理する。

(1) 用排水施設

- ・管理する施設と断層の位置関係を事前に把握し被害箇所を想定し、どのような被害になるかを想定する。
 - ・想定される各ケースに対して、代替水源、代替水路を確保、仮廻し水路を設置、応急ポンプを設置など具体的な対策を検討する。
 - ・具体的な調整項目は、
 - ①仮廻し水路の設置箇所、応急ポンプの設置箇所
 - ②応急資材の確保
 - ③設置に要する費用の負担
 - ④仮廻し水路、応急ポンプの管理方法
 - ⑤取水量及びその計測方法
 - ⑥代替施設の使用料の負担などが挙げられる。
 - ・2次災害防止のため重要施設や民家に隣接する施設は、緊急的に配水を遮断する等の対策とともに、被災時の住民への周知方法や住民の避難経路について検討する。
 - ・対策に応じた必要人員や役割分担について検討する。

(2) ため池

- ・2次災害防止のため、緊急放流の水位を検討しておく。
 - ・ハザードマップを活用し、下流住民への周知方法や住民の避難経路について検討する。
 - ・代替水源の確保や応急ポンプの設置等について検討しておく。
 - ・応急仮設資材の確保、入手方法について検討しておく。
 - ・ため池の被災程度や地形状況に応じた復旧工法の選定について検討する。

以上の内容を踏まえた土地改良区BCPの策定に努める。



3 土地改良区BCPの策定推進

施設の主な管理者である土地改良区において、被災時の業務継続計画（以下、「土地改良区BCP」という。）を策定することは、施設の被災状況の把握や関係機関への素早い情報の伝達など、早期の営農再開に向けた取組には不可欠であることから、その策定に向けた取組を推進・支援する。

(1) 土地改良区BCP策定マニュアルの整備

県において、土地改良区が土地改良区BCPを策定するにあたって参考となるひな形（策定マニュアル）を作成し示すこととする。

(2) 策定相談・支援窓口の設置

土地改良区が土地改良区BCPを策定するにあたっての相談・支援窓口を東部農林水産局＜徳島＞、南部総合県民局産業交流部＜美波・阿南＞、西部総合県民局農林水産部＜美馬・三好＞に設置するものとする。

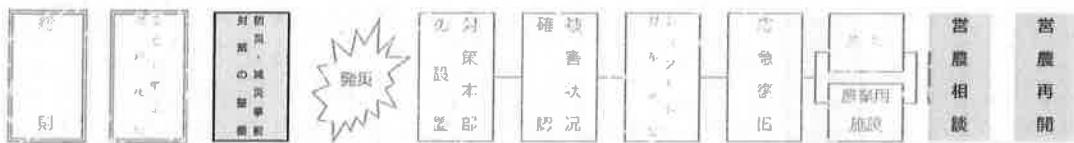
(3) 土地改良区BCPの共有

土地改良区は、土地改良区BCPを策定したときは、県、市町村、土地改良事業団体連合会へ提出し情報共有に努める。

(4) その他

研修会の開催やパンフレットの配布など、あらゆる機会において、土地改良区BCP策定の重要性を説明し、策定に向けた支援・普及啓発に努める。

また、土地改良区BCP策定推進にあたっては、徳島県土地改良事業団体連合会との連携を図る。



4 代替作物の検討

農地復旧の過程で用水や資材の確保が困難な地域が発生する可能性があることから、既存作物に替わる、

- ①本格復旧までの地力増進作物
- ②所得確保のため栽培可能な作物の導入を図る必要がある。

作物の検討にあたっては、栽培の目的、効果、経済性等について検討する。また、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、農業灾害補償制度や収入保険制度の情報提供を行う。

○熊本地震の事例

熊本県では、農地や農業水利施設が被災したことにより、水稻の作付けが困難となつた地域で大豆栽培に切り替えた事例が報告されている。

農林水産省からは、被災により他の作物への転換や野菜等の再播種・再定植を余儀なくされた産地の農業者に対し、種子・種苗の導入、農作業委託等に要する経費の助成等の支援が行われた。

応急工事が進んだこともあり、被災した水田約5800ヘクタールのうち、大部分は水稻の作付けが可能となり、また、800ヘクタール強は大豆等へ作付け転換されたため作付け出来ない水田は200ヘクタール以下となった。



5. 受援体制の構築

早期の営農再開に向けて、人的支援が不可欠となるが、受け入れができる体制を構築しておく必要があり、以下の項目について検討を行う。

(1) 応援職員に依頼する業務

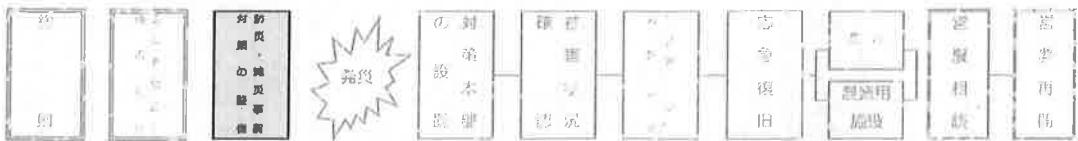
- 市町村や土地改良区と他機関との調整
- 復旧工法についての技術的助言
- 被害状況の確認
- 現地調査、測量の支援
- 被害額の算定
- 応急工事の必要性検討
- 事業主体や他機関との調整
- 農地・農業用施設等の災害査定設計書の作成
- 災害査定の補助
- 復旧工事の積算、発注
- 復旧工事の現場監督

(2) 本県職員が行う業務

- 被災状況に応じた復旧方針の策定
- 被害状況の取りまとめ
- 国へ被害報告、応急工事取りまとめ
- 国や他機関との連絡調整
- 被災から復旧復興までの計画策定と工程管理
- 地元調整

(3) 応援職員に対するサポート

- 業務スペースの確保
- 業務に必要な機器の確保（公用車、PC、カメラ、測量器具）
- 受け入れ可能な宿泊施設の把握
- 通勤手段の提供



6 防災、減災に資する施設整備の推進

直下型地震などの大規模地震に備えるためには、被害範囲の想定や、施設の耐震化が重要となる。このような取り組みに資する主な補助事業は以下のとおりである。

農村地域防災減災事業（農林水産省補助事業）

(1) 調査計画事業（耐震性点検）（ソフト）

大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査する。（事業主体：都道府県又は団体）

○補助率 国 50% (H30までは定額)

(2) 調査計画事業（ハザードマップ作成）（ソフト）

災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼすおそれのある農業用施設に係るハザードマップの作成を行う。（事業主体：都道府県又は団体）

○補助率 国 50% (H30までは定額)

(3) 土地改良施設耐震対策事業（ハード）

土地改良施設のうち、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設など、周辺地域への影響が大きい重要な構造物について、耐震対策を行う。（事業主体：都道府県又は市町村）

○補助率 国 50% (中山間地域においては55%)

県 37% (事業費1億円以上の場合)

32% (事業費800万円以上1億円未満の場合)

42% (中山間地域の場合)

(4) 地震対策ため池防災工事（ハード）

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修を行う。（事業主体：都道府県又は市町村）

○補助率 国 50% (中山間地域においては55%)

県 未定



第6 利水者相互の施設融通

1 利水者の事前の取組み

本県には、上水道、工業用水、農業用水といった各種の利水施設が存在する。

これらの施設は、被災により一時あるいは長期に使用できなくなるリスクを抱えている。

大規模な地震災害により、上水道施設が被災、使用できなくなると生活用水が不足し、被災者の生活に深刻な影響を与えることが予想される。

被災地域の営農継続、早期営農再開のため、被災地域の農業者の生活の安定が不可欠であり、そのためには、ライフラインである上水道の機能継続を優先する必要がある。

このような被災直後において、農業用水路及び工業用水管を、緊急的に上水道の代替施設として使用することができれば、上水道施設の復旧までの間の生活用水確保に繋がる。

同様に、工業用水管が被災した場合においても、関係者の承諾を得た上で、農業用水路を工業用水管の代替施設として使用することができれば、工業用水利水者は、引き続き事業を継続することが可能となる。

このように、事前に、被災時における施設融通の可能性について検討した上で、利水者相互及び許可権者と協議等を行う必要がある。

協議にあたっての具体的な利水者間の調整項目としては、

- ①分水施設の位置及び分水の方法
 - ②分水施設の工事に要する費用の負担
 - ③分水施設の管理方法
 - ④取水量及びその計測方法
 - ⑤代替施設としての使用料の負担

などが挙げられる。

また、許可権者との調整項目としては、

- ①分水施設の位置及び分水の方法
 - ②分水施設の構造
 - ③取水量及びその計測方法

などが挙げられる。

以上について、事前に関係機関と調整を行うとともに、その内容に応じ分水施設の整備促進に努めるものとする。



第7 関係団体BCPとの連携

1 緊急時における農業協同組合施設の活用

農業協同組合は、地域農業の振興をはじめ広範な事業活動を通じて地域社会に深く関わっており、組合員等地域の住民から社会貢献の役割を期待されている。

巨大地震発生等の緊急時には、農業協同組合が保有する施設を一時的に活用する等により、地域住民の救護や復旧活動を支援する拠点として社会的役割を發揮することが求められている。

以上より、農業協同組合は業務継続計画（BCP）の策定作業を進めるにあたって、巨大地震発生等の緊急時における施設の活用等に関し、以下の項目について定めるものとする。

- ・現有施設のそれぞれについて、住民救護や救援物資のストックヤード等への活用の適否
- ・現有施設が活用可能な場合はその活用方法
- ・今後新たに施設を設置する場合は、緊急時の活用を想定した設計の可否
- ・緊急時の施設活用に係る協定締結等、地元自治体との連携

また、農業協同組合が被災した場合は、他の県内の農協組織と助け合う仕組みを構築し、さらに地元自治体と連携した仕組みとなるよう検討する。

県はこれらの取組みが促進されるよう、徳島県農業協同組合中央会等関係団体と連携して助言や技術的支援を行う。

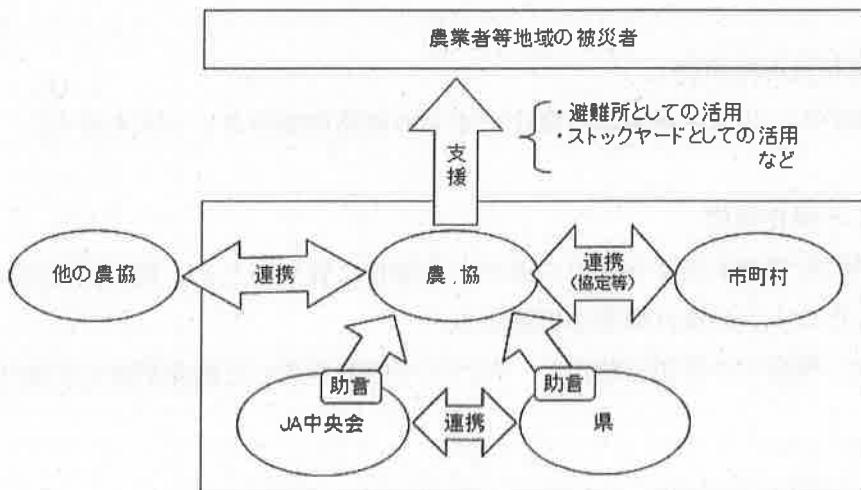


図7-1 農業協同組合における緊急時の施設活用と各種団体等の関係



第8 業務継続力の向上

1 関係職員の意識の向上

農業に係る業務の継続性を確保するためには、その重要性を県職員のみならず、市町村職員や関係団体職員等の共通認識とし、平常時の業務の中に定着させることが重要である。

そのため、各部局は、市町村及び各関係団体と連携し、平常時から、業務継続力の向上を目的とした研修会等を実施することとする。

2 訓練・研修

各部局は、継続業務に従事する職員等に対し、次の訓練及び研修を定期的に実施し、本計画の実効性を点検・検証する。

また、市町村及び各関係団体職員に対して、訓練・研修への参加を呼びかける。

なお、各部局は、各訓練・研修での各組織の対応状況を記録に残すこととする。

その記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするように心がけ、これらの記録をもとに、よりよい対応が行えるよう改善を図る。

(1) 農業用施設の被害確認訓練

現場段階での担当者の安否確認を実施するとともに、地震等により被害を受けた農業用施設の状況確認のための訓練を実施する。

(2) 被害報告連絡訓練

現場から、災害対策本部（県庁）までの連絡体制のチェックを行う。

(3) G I S操作研修

定期的な情報更新や災害時の速やかな操作に資するため、農業用施設の状況を入力したG I Sの操作研修を実施する。

また、現場での活用も想定し、モバイル機器を用いた操作研修も実施する。



(4) 合意形成のためのファシリテーション*能力向上研修

営農再開には多くの農業者の意見をとりまとめ、地域・産地の合意形成のもと復興を推し進める必要があり、そのためのファシリテーション能力の向上を目指す研修を実施する。

*組織が目的を達成するために、問題解決・合意形成・学習などを支援し促進すること。(出典：三省堂 大辞林)

3 現場知の共有

近年、各所で大規模地震が頻発している。直下型地震に備えるため、大規模地震からの復旧復興の経験から学ぶべきものが多い。

有識者により構成される「現場知の体系化による農業農村分野における巨大地震災害対応マニュアルの構築」研究グループは、「災害対応の現場で、担当者が直面する課題を解決してきた実用的な対策や工夫、気づき教訓等を、後に再現、参照可能な形で定式化したもの」を「現場知」と呼び、ホームページで公開している。これらの情報の積極的活用を推進する。

また、本県は平成23年度から宮城県へ災害派遣を続けており、平成28年度には、熊本県へ災害派遣を行った。派遣された職員が得た経験を広く活用できる知識とするため、「現場知」として関係者間で共有できるよう派遣職員の業務報告会や災害セミナーなどの取り組みを進めていく。

徳島県農業版業務継続計画〈県農業版B C P〉 「直下型地震編」

平成29年3月策定